

株式会社破滅派 定款

# 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社破滅派と称し、英文では、Hametuha Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 出版物の企画、制作、編集及び販売並びにそれらの代行
2. 電子出版物の企画、制作、編集及び販売並びにそれらの代行
3. インターネットのウェブシステム、ウェブサイト及びウェブコンテンツの企画、開発、制作、運営及び管理並びにそれらの受託
4. ソフトウェア及びデジタルコンテンツの企画、開発、制作、運営及び管理並びにそれらの受託
5. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第7条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第8条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。  
2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第14条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日の前1週間までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は、株主総会の日の前2週間までに発するものとする。  
2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。  
3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。  
2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる

- 株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

- 第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、1名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第21条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

## 第4章 取締役

(員数)

- 第22条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任及び解任の方法)

- 第23条 当社の取締役の選任及び解任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠取締役)

- 第25条 補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後10回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表取締役)

- 第26条 取締役を2名以上置く場合は、代表取締役を取締役の互選によって定める。

(社長)

- 第27条 当社を代表する取締役は、これを社長とする。ただし、代表取締役を2名以上置く場合は、取締役の互選により、その中の1名を、社長とする。

(取締役に対する報酬等)

第28条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第30条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。ただし、配当の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

(剰余金の配当の除斥期間)

第31条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

## 第6章 附則

(設立に際して発行される株式)

第32条 当会社の設立に際して発行する株式は、100株とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第33条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

- 2 当会社の成立後の資本金の額は、金100万円とする。

(発起人の氏名、住所等)

第34条 発起人の氏名、住所、割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

東京都世田谷区宮坂3丁目37番17-206号

高橋 文樹

100株 金100万円

(最初の事業年度)

第35条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成23年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の関係法令の定めるところによる。

以上、株式会社破滅派の設立のため、発起人 高橋 文樹 の定款作成代理人 公認会計士 印具毅雄は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成22年4月8日

発起人 高橋 文樹

代理人 インダ公認会計士事務所  
東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目6番5号梅村ビル幡ヶ谷6階  
公認会計士 印具毅雄